

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月8日(2022.9.8)

【公開番号】特開2021-53156(P2021-53156A)

【公開日】令和3年4月8日(2021.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2021-017

【出願番号】特願2019-179557(P2019-179557)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月31日(2022.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【請求項1】

開閉可能な前面扉を備えた遊技機において、

前記前面扉の所定の位置には、所定の発光手段が実装された所定のランプ基板を覆う所定のランプカバーがあり、

前記所定のランプ基板における前記所定の発光手段の実装面は、少なくとも一部が略白色で構成されており、

前記所定のランプ基板は、所定の固定部材によって固定されており、

前記所定のランプ基板の実装面を基準として、前記所定のランプ基板を固定している状態での前記所定の固定部材の高さは、前記所定の発光手段の高さよりも高く、

前記所定のランプカバーは、遊技機正面視における前方に突出する第1の側壁部を有し、

前記前面扉には、図柄表示装置が視認可能な面を有し、

前記図柄表示装置が視認可能な遊技機の平断面において、前記所定のランプカバーの先端の一部を含む第2の側壁面を前記図柄表示装置が視認可能な面と交差するまで延長したときに、前記所定のランプカバーの先端の一部を含む第2の側壁面の延長面と前記図柄表示装置が視認可能な面とのなす角度は、鈍角となるように構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する(かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。)。

本発明(第24実施形態(B))は、

開閉可能な前面扉(フロントドア12)を備えた遊技機(スロットマシン10)において

前記前面扉の所定の位置には、所定の発光手段(LED160a～160c)が実装された所定のランプ基板(右枠ランプ基板27a、左枠ランプ基板28a)を覆うランプカバー(右枠ランプカバー27b、左枠ランプカバー28b)を覆う所定のランプカバーがあ

50

り、

前記所定のランプ基板における前記所定の発光手段の実装面は、少なくとも一部が略白色で構成されており、

前記所定のランプ基板は、所定の固定部材（ねじ 6 8 3 a ~ 6 8 3 c）によって固定されており

前記所定のランプ基板の実装面を基準として、前記所定のランプ基板を固定している状態での前記所定の固定部材の高さは、前記所定の発光手段の高さよりも高く、

前記所定のランプカバーは、遊技機正面視における前方に突出する第1の側壁部（側壁部 2 7 h、2 8 h、又はレンズ部 2 8 d）を有し、

前記前面扉には、図柄表示装置が視認可能な面（表示窓 1 8 の表面）を有し、

10

前記図柄表示装置が視認可能な遊技機の平断面において、前記所定のランプカバーの先端の一部を含む第2の側壁面（図 1 4 5 ( 3 ) 中、レンズ部 2 8 d の右側（表示窓 1 8 側）の壁面）を前記図柄表示装置が視認可能な面と交差するまで延長したときに、前記所定のランプカバーの先端の一部を含む第2の側壁面の延長面と前記図柄表示装置が視認可能な面とのなす角度は、鈍角となるように構成されている

ことを特徴とする。

20

30

40

50